

ひめじ農業委員会だより



第103号

平成30年(2018年)2月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809

ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/s120/2212822.html>



とんど(勝原区下太田)

◆目次

2頁

- 農業者等との意見交換会開催
- 平成30年全体会開催
- 第26回姫路市農林漁業まつり開催
- JA兵庫西ふれあいフェスタ開催
- 就農希望者セミナー・相談会
in 中播磨2018開催
- 賃借料情報

3頁

- 姫路市農業委員会3カ年活動計画
- 農地パトロール実施
- 農業者年金に加入しませんか
- 農事相談室日程

4頁

- 農地利用最適化推進の指針

5頁

<食育の取り組み>

- 農業に親しむ
- 土にふれて、魅力にふれて
- 米を通して地域の絆を深める
- 大根の種まき～販売まで
- 米作りを通じて
- 小学生や園児に郷土の思い出を

6頁

- 認定農業者紹介 (株)岩屋宮農
- 農地中間管理事業シンポジウム開催
- 平成29年度兵庫県農業賞受賞
- 平成30年度利用権設定のお知らせ
- 編集委員が交代しました

農業者等との意見交換会を開催しました

12月11日に開催した意見交換会には、認定農業者等の農業者並びに農業委員会、姫路市農政総務課、兵庫県、JA関係者ら27名が出席し、「遊休農地対策」・「担い手対策」について意見交換を行いました。

農業委員会では、頂いたご意見を兵庫県農業会議に報告するとともに、今後の農業委員会活動に活かしていくように努めます。

なお、県農業会議でとりまとめられた意見は、さらに全国農業会議所の「政策提案」として集約され、次年度の農業関係予算や税制改正要望等に反映するよう国へ働きかけることとなっています。

「意見交換会」で出された主な意見

① 遊休農地対策について

- ・ 遊休農地の解消には、地域、農区等の協力が不可欠
- ・ 遊休農地の解消だけでなく、遊休化しない施策
- ・ 非農地判断等で守るべき農地の明確化
- ・ 有害鳥獣対策の強化
- ・ 関係機関の連携・情報共有が必要

② 担い手対策について

- ・ 耕作不利用田についてはインフラ整備の実施
- ・ 集落営農組織においても後継者不足が一番の課題

- ・ 担い手間の横の連携、ネットワーク化を図るべき
- ・ 就農のための研修受け入れ先が必要



姫路市賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	参考(使用賃借)
旧 姫 路 市	7,100円	10,000円	3,300円	15	380
旧 夢 前 町	-	-	-	-	130
旧 安 富 町	-	-	-	-	50
旧 香 寺 町	6,500円	10,000円	3,000円	10	112
姫路市全域	8,400円			31	672

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 標準的な水準を算出するため、区分毎に全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。
3. 旧夢前町及び旧安富町は、データ数不足(5件未満)のため算出していません。

就農希望者セミナー・相談会 in 中播磨2018開催

1月20日、農業に興味のある方を対象に、職業としての農業についての理解を深めてもらうため、兵庫県姫路地域就農支援センターが各種情報提供や個別相談を行うとともに、中播磨管内の新規就農者による体験発表が行われました。



平成30年全体会開催

1月25日、平成29年事業報告及び平成30年事業計画等について、農業委員と農地利用最適化推進委員の合同会議である全体会が開催されました。



第26回姫路市農林漁業まつり開催

11月11日～12日、農業振興センターにおいて姫路市農林漁業まつりが開催されました。約二万九千名が来場し、収穫の秋を満喫しました。



農業委員会でも窓口を設け、農業者の方からの相談を受けました。

JA兵庫西ふれあいフェスタ開催

11月11日の姫路東地区を皮切りに、11月26日まで姫路市内9会場で、JA兵庫西ふれあい農産物フェアが開催されました。



農産物の品評会やステーション発表、新鮮な地元野菜が販売され、合計約九千名の来場者で賑わいました。

姫路市農業委員会3カ年活動計画

農業委員の改選に伴い、平成29年8月より新たな体制に移行することとなり、今後3年間の農業委員会活動の基本方針・活動方針を策定しました。

1 基本方針

わが国では、農業の担い手の減少や高齢化による後継者不足、農業人口の減少や荒廃などの問題が深刻化しており、これらの問題に適切に対応し、農地や担い手の対策を強化することが喫緊の課題となっている。

国ではこの問題に対応するべく、農地中間管理機構を活用し、農地と担い手の問題を一体的に解決する「人・農地プラン」などの施策を全国的に推進し、持続的な発展が可能な農業の育成に取り組んでいる。さらに、平成28年4月より「農業委員会等に関する法律」の改正により「農地利用最適化の推進」を農業委員会の責務と定め、「農地利用最適化推進委員」を新設することで農業委員会にこれらの取り組みの一翼を担わせることとし、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、従来からの責務

である農地行政の適正な実施はもとより、この新たに加えられた責務を十分に自覚し、次の活動方針により、農業者の立場に立ち、活力ある農業の実現に向け積極的に取り組んでいくものとする。

2 活動方針（詳細省略）

- ① 農地行政の適正な執行
- ② 農地利用最適化の推進
- ③ 地域の世話役活動、相談役活動の推進
- ④ 情報収集と提供活動の推進
- ⑤ 地産地消及び食育の推進
- ⑥ 農業施策に関する意見の表明
- ⑦ 関係機関との連携強化

農地パトロール実施

農業委員会では、毎年市内にある農地の利用状況についての調査を行なっています。今年度は、農地の利用状況調査リストを基に、10月18日、6班体制で、419筆32.7ヘクタールの農地についてパトロールを実施しました。

農地所有者への改善指導や農地利用意向調査の結果、124筆9.8ヘクタールの農地について、遊休農地の解消が認められました。



※農地を農地以外の用途に変更する（農地転用）には許可・届出が必要です。事前に農業委員会事務局にご相談ください。

農事相談室

月日	曜日
3月7日	水
4月4日	水
5月2日	水
6月6日	水
7月4日	水
8月1日	水
9月5日	水

農地の売買、貸借関係、相続税等納税猶予など、お気軽にご相談ください。

※事務手続きなどのご相談は、これに限らず随時受け付けています。

◎原則、第1水曜日 午前10時～12時
【場所】農業委員会室（姫路市役所本館9階）
お問合せ／農業委員会事務局
TEL079-221-2823

しっかり積み立て！がっちりサポート安心で豊かな老後 農業者年金に加入しませんか!!

加入要件

- ① 年齢要件……………60歳未満
- ② 国民年金の要件…国民年金第1号被保険者
- ③ 農業上の要件……年間60日以上農業に従事



上記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

ポイント1 保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

ポイント2 税制上の優遇措置

- ①支払う保険料は全額社会保険料の控除の対象
- ②受け取る年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

ポイント3 80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」を受け取れます。

農機具についての土の後始末について(お願い)

耕起作業などの際、道路に水田の土を残したまま移動するとスリップ事故の原因にもなり危険ですので、農機具の土を取り除いてから移動するようにお願いします。

農地利用最適化推進の指針を策定しました

平成28年4月1日、農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として明確に位置づけられました。

この状況を踏まえ、姫路市農業委員会では、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くための指針として具体的な目標と推進方法を次のとおり策定しました。

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 ※管内農地面積は2015年農林業センサス（耕地及び作付面積・統計における耕地面積）

	管内農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現状 (平成29年8月)	4,713.0ha	151.0ha	3.2%
3年後の目標(平成32年8月)	4,614.7ha	134.5ha	2.9%
目標 (平成35年8月)	4,518.5ha	118.0ha	2.6%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施
農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項に規定する利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施の徹底を図る。それぞれの調査は「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
なお、両調査の時期にかかわらず、遊休農地を発見した場合は適正化に努める。
- ② 農地中間管理機構との連携
利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う、利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、正確な情報の公表を図る。
利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったときは、農地法第35条第1項の規定により農地中間管理機構に対して通知を行う。
- ③ 非農地判断
利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって守るべき農地を明確化する。B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地で、非農地判断をしたものは農地以外の有効活用を促す。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積の目標

	管内農地面積	集積面積	集積率
現状 (平成29年8月)	4,713.0ha	614.5ha	13.0%
3年後の目標(平成32年8月)	4,614.7ha	711.3ha	15.4%
目標 (平成35年8月)	4,518.5ha	823.0ha	18.2%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「人・農地プラン」の作成・見直し
地域における農業者等による協議の場を通じて、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、それぞれの農業者の意思と地域の実情に照らして策定される「人・農地プラン」の作成・見直しに参画する。
- ② 関係機関との連携
姫路市、農地中間管理機構、兵庫西農業協同組合等と連携し、貸付を希望する農地、経営の廃止、縮小を希望する農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用など農地の出し手と受け手の意向を踏まえた斡旋等を行う。
- ③ 農地の利用権設定等
農地の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のため利用権の設定を推進する。
なお、農地の区画・形状が悪い等、担い手が少ない又はいない地域では、集落等の話し合いを推進し、農地中間管理機構による集積などの取り組みを行う。

3. 新規参入について

(1) 新規参入の促進目標 ※目標の数値は平成29年1月からの累計

	新規参入者(個人)/新規参入者取得面積	新規参入者(法人)/新規参入者取得面積
現状 (平成29年1月)	22人 / 8.1ha	2法人 / 5.4ha
3年後の目標(平成32年1月)	60人 / 24ha	6法人 / 15ha
目標 (平成35年1月)	120人 / 48ha	12法人 / 30ha

(2) 新規参入の促進の具体的な推進方法

- ① 新規就農者の発掘及び情報発信
ひめじ農業委員会だよりや姫路市ホームページなどを活用して姫路市農業の魅力を発信し、姫路市での就農意欲の喚起に努める。また、姫路市、農業改良普及センター、兵庫西農業協同組合等と連携して、新規に就農しようとする人材の発掘に努め、国・県・市の就農支援施策を紹介するなど新規参入の促進を図る。
- ② 新規就農者の支援
農業委員及び推進委員は、地域との調整等を通じて新規就農者の受け入れ体制を整備し、就農後は各種問題の相談に乗るなど新規就農者の参入及び定着を支援する。また、地域の農地所有者の意向を把握し、新規参入者の規模拡大を支援する。

食育の取り組み

姫路市内では、多くの地域、学校園等で子どもたちへの食育に取り組んでいます。今号ではその一部をご紹介します

土にふれて、魅力にふれて (糸引地区)

糸引小学校6年生は、総合的な学習の時間として、校区で活躍される方々とのつながりを通して、糸引の魅力を体験していく活動を行っています。10月下旬、岡本農園で見学・農業体験をさせていただきました。姫路市内で栽培されている葉物野菜の半分以上が兼田地区で生産されていることや、兼田特産のえび芋栽培の話を知りました。

また、市場には出回っていない珍しいチヂミキャベツを見せていただき、キクナの苗の定植作業も体験しました。

児童たちの疑問にも丁寧に答えてくださり、校区の魅力を直に感じる貴重な活動となりました。

(糸引小教諭 坂口 雅人)



農業に親しむ (勝原地区)

私の町では、住民は増加傾向にありますが、農地は年々減少し、農業への関心が薄れつつあります。

そこで、平成27年から大谷自治会と農区が協力して地域の子どものために食の大切さを伝えるため、田植えから収穫までの農作業体験を行っています。

6月中旬、子どもたち約30名と役員で昔ながらの用具を使い田植えをしました。初めは、水田に入るのを躊躇する子どももいましたが、徐々に慣れていき、思い思いに泥の感触を楽しみ、案外上手に植えることが出来ました。

12月初旬、収穫した糯米で餅つきをして住民の交流を深め、子どもたちにも良い思い出となったのではないかと思います。

(農業委員 小段 昭文)



大根の種まき～販売まで (山田地区)

9月1日、農林漁業まつりでの販売に向けて、山田小学校6年生が、農業振興センターで水月大根とおでん大根の種を撒きました。

11月10日(農林漁業まつり前日)、大きく立派に育った大根を収穫し、1本ずつ丁寧に水洗いし店頭へ。体験学習販売コーナーには販売開始前から行列ができ、約400本の大根はあっという間に完売しました。

一生懸命育てた大根の販売を通して、子どもたち同士の連帯感が深まり、一つのことをやり終えた満足感や労働に対する期待感を味わいました。

お世話頂いた方々のおかげで、貴重な体験が出来ました。

(山田小教諭 箭吹 英信)



米を通して地域の絆を深める (上菅地区)

上菅小学校では、周囲に田んぼがありながら米作りの経験がない児童が多いことから、約20年前に地域の高齢者グループ「うららか会」の指導の下、米作りが始まりました。

現在、その活動は地域のボランティアグループに引き継がれ、4、5年生が昔ながらの方法で米作りに取り組んでいます。

校区には山崎断層の支線である「暮坂断層」が走っていることもあり、児童たちが作ったお米を有効に活用したく、平成21年から災害時の炊き出し訓練と地域住民の交流を目的とした「上菅地区ふれあいの会」を催し、カレー作りを行っています。

(農地利用最適化推進委員 菅長 啓一)



小学生や園児に郷土の思い出を (香呂地区)

香呂地区では、「子どもたちが土とふれあい、自分で作った作物を収穫し食べた思い出が、ふるさとへの愛着を育てるのではないか」との思いから、地域のボランティアとJA兵庫西香呂支店の協力で農作業体験を行っています。

今年も学年に応じて、さつま芋や大豆、米作りを手伝い収穫しました。

学童農園代表の藤尾新一郎さんは、元気いっばいの子どもたちの作業風景や、収穫時の驚きや喜びの声を励みに頑張っておられるそうです。

(農業委員 駒田 秀文)



米作りを通じて (菅生地区)

菅生小学校では、地域のボランティアグループ「あおぞら会」の指導や支援を受けながら、平成15年から米作り体験等に取り組んでいます。

- 6月 田植え(糯稲を手植えする。)
- 7~9月 稲の生長観察(絵日記を書く。)
- 10月 稲刈り・脱穀(鎌で稲を刈り取り、稲束を作り稲木に架ける。)
- 12月 ふれあい餅つき大会(白と杵で餅つきをし、収穫の喜びを味わう。)

この活動を通して、ご飯が口に入るまでの様々な作業の苦労と喜びを体験し、食べ物を大切にすることの意識と人々に感謝する心を育てると同時に、環境を守る大切さも学んでいます。

(菅生小校長 佐竹 弘人)





岩屋農区（豊富町神谷）では、「放棄田を作らない！」という強い信念のもと、(株)岩屋営農を中心に離農家の農地を全面的に受け入れるほか、様々な対策に取り組んできました。しかし、近い将来、農地保全の困難が避けられなくなつたため、農地中間管理事業を利用した企業への貸付を検討、実現に至りました。



参加企業によるパパイヤ栽培の取り組み

また、企業を新しい集落営農の担い手として位置付け「人・農地プラン」の見直しを図ることができ、新たな一歩を踏み出すことができました。

(農地利用最適化推進委員)
竹川 正紀



パパイヤ
パパイヤ科パパイヤ属

中南米地方原産の常緑小高木の果物で、「木瓜(もっか)」「乳瓜(ちちうり)」とも呼ばれ、国内では主に宮崎県、沖縄県、鹿児島県で生産されています。

南国フルーツというイメージですが、完熟前の青いパパイヤは漬物や炒め物の具材として使用され、近年は野菜としても注目されています。

平成30年度利用権設定のお知らせ

市街化区域以外の農地では、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の手続きを活用できます。

利用権設定は、契約期間が満了すれば貸主に自動的に農地が返ってくるため、土地所有者が安心して土地を貸せる仕組みになっています。

- <対象> 市街化区域以外の農地
- <期間> 原則3・6・10年のいずれか
- <公告時期> 年2回
5/15 (3/9までの申込分)
11/15(9/10までの申込分)

<お問合せ>
農政総務課 TEL 079-221-2475

兵庫県農地中間管理事業 シンポジウム開催

8月3日、三木市で兵庫県農地中間管理事業シンポジウム2017が開催され、兵庫農業の現状と各地域の成功事例や今後の課題などが報告されました。

岩屋農区総代の竹川正紀氏が「企業参入の受け入れによる農地の保全・活用」について事例発表を行いました。



兵庫県農業賞受賞

11月24日、兵庫県公館において農業賞等の表彰が行われ、(株)アグリ香寺代表取締役の黒田覚氏が集落営農の広域法人化と後継者育成への貢献が認められ、農業賞を受賞されました。



編集委員が交代しました

農家の皆さまにとって役立つ情報をお届けできるよう編集委員一同努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。



▲編集委員▼

(前列右から)

- 小段 昭文 会長職務代理者
- 池内 宏行 会長
- 橋本 文男 委員

(後列右から)

- 青田 誠 委員
- 大塚 正稔 委員
- 福永 昌弘 委員

※農事相談室の日程は3頁に掲載しています。